

[対策の方向]

製造業等の業種に属する事業の元方事業者について、混在作業によって生ずる労働災害を防止するため、作業間の連絡調整、合図の統一等必要な措置を講じなければならないこととする。

(3) 施設・設備の管理権原に関する安全衛生対策

近年、事業運営についてアウトソーシングが進行する中で、化学物質を製造し、又は取り扱う設備の改造、修理、清掃等の仕事の外注も多く行われているが、発注者等が自ら把握している設備の状況等の情報を請負人に十分に知らせないまま発注したことによる一酸化炭素中毒、爆発、火災等の労働災害が発生している。

このため、一定の危険有害な化学物質を製造し、又は取り扱う設備の改造、修理、清掃等の仕事の発注者等が、当該仕事による労働災害を防止するため必要な安全衛生に関する情報を請負人に提供する仕組みが必要である。

[対策の方向]

大量漏えいにより急性障害を引き起こす化学物質、引火性の化学物質等を製造し、又は取り扱う設備の改造、修理、清掃等の仕事で、設備の分解等の作業を伴うものの発注者等は、労働災害を防止するため、当該化学物質の危険性・有害性、当該作業について注意すべき事項等の情報を文書等により請負人に提供しなければならないこと。

3 過重労働・メンタルヘルス対策

(1) 過重労働による健康障害防止対策

現在の医学的知見によれば、長時間の時間外労働など労働者に過重な労働をさせたことにより疲労が蓄積している場合には、脳・心臓疾患発症のリスクが高まるとされていることから、これらの過重労働による健康障害を防止するためには、適正な労働時間管理と健康管理に加え、長時間の労働による負荷がかかった労働者についてその健康の状況を把握し、適切な措置を講じることが必要である。これとともに、過重負荷となる要因の把握と改善に向けて労使が協力して自主的な取組を行うことが期待される。

また、対策を適切かつ円滑に推進するためには、面接指導を適切に実施することが可能な産業医等を確保することや中小企業の実状を踏まえ地域産業保健センターの活用促進等を図ることが適当である。

なお、使用者側委員から、産業医の選任義務のない事業場においては、直ちに医師による面接指導を行うことが困難なので、義務化に当たっては相当の配慮が必要であるとの指摘があった。

[対策の方向]

- ア 事業者は、1週当たり40時間を超えて行う労働が1月当たりで100時間を超え、疲労の蓄積が認められる者であって、面接指導に係る申出を行った者に対し、医師による面接指導を行うとともに、その結果に応じた措置を講じなければならないこと。ただし、前1月以内に医療機関において脳・心臓疾患に係る診察を受けている労働者であって診察結果等から健康上問題がないと医師が認めた労働者等は、面接指導を行わないこととすること。
- イ 労働者は事業者が行う面接指導を受けなければならないこと。ただし、事業者の指定した医師による面接指導を希望しない場合、他の医師による面接指導を受け、その結果を事業者に提出できるようにすること。
- ウ アの面接指導を受けない労働者であっても、事業者は、長時間にわたる労働により疲労の蓄積が認められ又は労働者自身が健康に不安を感じた労働者であって申出を行った労働者及び事業場で定めた基準に該当する労働者に対して、面接指導に準ずる措置等必要な措置を行うよう努めることとすること。
- エ 過重労働による健康障害防止対策を衛生委員会の調査審議事項として追加すること。
- オ 産業医は、必要があると認めるときは、労働者に対して、アの面接指導の申出を行うよう勧奨できることを明らかにすること。
- カ 面接指導を適切に実施することが可能な産業医等の確保を図るとともに、中小企業について地域産業保健センターの活用促進等を図ること。

(2) メンタルヘルス対策

メンタルヘルス対策は、セルフケア、ラインによるケア、事業場内産業保健スタッ

フ等によるケア、事業場外資源によるケアにより進めることが重要であるが、自殺予防といった観点からもメンタルヘルス不調となったときに介入が可能となる仕組みづくりが求められる。事業場においてメンタルヘルス対策を推進するためには、労使が協力して自主的な取組を行うことが期待されるところである。

また、対策が適切かつ円滑に推進されるよう、産業医等を確保することや中小企業の実状を踏まえ地域産業保健センターの活用促進等を図ることが適当である。

[対策の方向]

ア (1)の面接指導において、メンタルヘルス面にも留意するものとする。

イ 「事業場における労働者の心の健康づくりのための指針」の内容を踏まえながら、事業場におけるメンタルヘルス対策の適切かつ有効な実施を図るため、メンタルヘルス教育の実施、相談体制の整備、外部機関の活用等について、法律に基づく指針で示すこと。

ウ メンタルヘルス対策を衛生委員会の調査審議事項として追加すること。

エ メンタルヘルス対策が適切に実施されるよう、産業医等の確保、中小企業における地域産業保健センターの活用促進等を図ること。

4 労働者の健康情報の保護

個人情報大量かつ広範囲に収集・利用されるようになり、個人情報の保護が求められる中で、平成15年5月に制定された個人情報の保護に関する法律においては、個人情報は本人の求めに応じて開示しなければならないとされている。

労働者の個人情報である労働安全衛生法に基づく健康診断の結果は、一般健康診断に限って本人への通知が事業者には義務付けられているが、個人情報の保護に関する法律の趣旨も踏まえると、特殊健康診断の結果についても本人に対して通知を行うようにすることが必要である。

[対策の方向]

特殊健康診断の結果について、現行の一般健康診断の通知と同様、労働者への通知を義務付けること。

5 化学物質管理の推進

職場における化学物質管理の充実を図るためには、事業者に対して個々の化学物質の危険性・有害性、取扱上の注意事項等の情報がより明確に提供されることが必要であるが、国際的にも、事業場の容器等に危険性・有害性の程度等に基づく絵表示を付すこと等を内容とするGHS国連勧告がなされている。また、化学物質を取り扱う事業者は、交付されたMSDS（化学物質等安全データシート）等に基づき自主的に労働災害防止措置を講ずることが必要である。

化学物質管理指針に基づく事業者による自律的な化学物質管理を促進するため、有機溶剤中毒予防規則等の特別規則に基づくばく露防止方法について、一定の条件が満たされる場合、柔軟化、性能要件化を図ることが必要である。

中小企業等では自律的な化学物質管理が十分でないことから、国は、未規制の有害化学物質について、化学物質に係る労働者の作業内容等のばく露関係情報等に基づきリスク評価を行い、健康障害発生のリスクが特に高い作業等については、リスクの程度等に応じて、特別規則による規制を行う等のリスク管理を講じることが必要である。

〔対策の方向〕

- (1) 労働安全衛生法に基づく表示及びMSDSについて、GHS国連勧告等を踏まえ、発がん性等の有害性のみならず、引火性等の危険性をも対象とするとともに、化学物質の危険性及び有害性を容易に認識できる絵表示を導入すること等必要な対応を図ること。また、事業場内で取り扱う容器等への表示についても同様の対応を図ること。
- (2) 有機溶剤中毒予防規則等の特別規則に基づくばく露防止方法について、定期的な監査・パトロールによる維持改善等により、気中の化学物質の濃度が継続的に一定以下となること等の条件の下、柔軟化、性能要件化を図ること。
- (3) 国は、リスク評価のための情報収集を目的に、事業場における労働者の作業内容、従事労働者数、密閉系での使用等のばく露関係情報を収集する仕組みを整えること。

6 その他

労働者が安全衛生に関する多様な知識や技能を取得することは、事業場内における安全衛生活動にも有効であり、また、安全衛生の確保に問題のない範囲で、事業者や労働者の負担軽減を図るためにも、幅広い免許・技能講習資格の取得を可能とするなど資格

制度の見直しが必要である。

[対策の方向]

免許・技能講習の資格制度において、以下の見直しを行うこと。

- ・地山の掘削作業主任者技能講習と土止め支保工作業主任者技能講習の統合
- ・クレーン運転士免許とデリック運転士免許の統合
- ・クレーン運転実技教習とデリック運転実技教習の統合
- ・特定化学物質等作業主任者技能講習と四アルキル鉛等作業主任者技能講習の統合
- ・ボイラー据付け工事作業主任者技能講習の廃止
- ・特定化学物質等作業主任者技能講習から石綿関係の作業主任者技能講習の分離

安全衛生分科会報告書「今後の労働安全衛生対策について」の概要

労働安全衛生対策の現状と課題

- 昨年の夏以降、爆発・火災等の重大災害が頻発しており、危険性・有害性の調査とそれに基づく対策の不備等が指摘されていることから、これらに対応した安全衛生管理の仕組みを導入することが求められている。
- 近年、過労死について労災の認定件数が高水準で推移するなど、過重労働による健康障害や過労自殺が多発していることから、人命尊重の観点から効果的な措置を講じることが求められている。

法改正の基本的方向性

- 重大災害の頻発、過重労働による健康障害等の多発等の社会経済情勢の変化に対応するため、労働安全衛生対策を見直すことが必要。

具体的な改正内容

- (1) 危険性・有害性の低減に向けた事業者の措置の充実
製造業等で頻発した労働災害を防止するため、次の措置を講じること。
 - ① 危険性・有害性に係る調査及び低減措置を拡充するとともに、その自主的な取組を促すため、こうした措置を適切に行っていると認められる事業者について、機械等に係る事前の届出義務を免除すること。
 - ② 危険・有害な化学物質について、容器・包装の表示や、譲渡・提供の際の文書交付に関する制度を改善すること。
 - ③ 設備の改造・修理・清掃の仕事の外注化が進展する中で、爆発等のおそれがある化学設備について、その仕事を発注する者が請負人に対して必要な情報を提供すること。
 - ④ 製造業等における業務請負の増加に対応するため、元方事業者が作業間の連絡調整を行うこととする。
- (2) 過重労働・メンタルヘルス対策の充実
事業者は、一定以上の時間外労働等を行った労働者を対象とした医師による面接指導等を行うこと。